

安全診断の効果的な進め方

労働安全コンサルタント 平野 節夫

1. はじめに

宮城支部は、他の支部よりかなり遅れて平成6年に発足しました。当初は特安診の安全衛生診断を実施するだけでしたが、労働安全コンサルタントの会員の増加と共に業務範囲を拡大し、平成10年からは新に安全パトロールを開始しました。さらに平成12年からは中小企業相談センターを開設し、安全診断・相談・教育などの業務をおこなっています。

(1)安全衛生診断は、

①平成7年から現在まで

「労働災害防止特別安全衛生診断事業」に基づく労働安全衛生診断（特安診）

②平成11・12年だけ（13年からは廃止）

「KSD 委託の中小企業安全衛生診断事業」に
基づく労働安全衛生診断

③平成12年から現在まで

「中小企業自主的安全衛生活動支援事業」(中小企業安全相談センター)としての安全診断

④「安衛法第80条」（安特・衛特）及び「団体安全衛生活動援助事業」に基づく労働安全衛生診断は、宮城支部関係者は現在まで全く依頼されません。

(2)安全パトロールは、

①平成10年から現在まで

国土交通省東北地方整備局 仙台（東部、北部）・岩手・山形工事事務所の安全パトロール

②平成12年度から現在まで

国土交通省東北整備局 摺上川（福島）・胆

沢（岩手）ダム工事事務所の安全パトロール

③平成13年から開始

NTTドコモ及び関係企業の「鉄塔建設を含む電気通信工事」の安全パトロール

以上の通り、宮城支部では様々な種類の安全診断及びパトロールなどを実施しています。

2. 安全衛生診断の進め方

当支部では安全衛生診断を成功させるため、種々の対策を実施していますが、その主な取り組みを下記に紹介します。

(1)安全衛生診断に関する準備

①安全衛生診断の参考文書

イ. 労働安全衛生診断報告書作成の手引き
(コンサルタント会東京支部発行、平成6
年2月)

ロ. 労働安全衛生コンサルタント必携（平成10年度 製造業，平成11年度 建設業）

ハ. 労働安全衛生診断報告書作成の手引き
(コンサルタント会発行、平成13年1月)

二. イエローカード制度の試行と事例（平成13年6月）

コンサルタント会本部の種々な指導により、コンサルタントの診断能力が大いに向上し、診断報告書の内容は逐年改善されてきたと判断されます。

②診断員の選任

特安診の診断員は、本部指示の通りに、実務経験があり、労働安全衛生研修または登録時研修を受講したものから選出し、本会会長に診断員候補者として推薦しています。

なお、本部の研修等は受講しているが、未だ安全衛生診断の実務経験のない者も候補者として推薦しています。

ただし、これらの者が診断員として業務をおこなう場合には、ベテラン診断員を指名して、診断先との折衝から、診断及び報告書の作成・提出まで、診断の実務を詳しく指導しています（当支部では、これを「診断インターン」という）。インターンの指導料としては、新たな診断参加者からの礼金に支部からの補助金を加えて、妥当な謝金額を支払っています。

(注)宮城支部は、安全コンサルタント約30名、衛生コンサルタント約20名の会員がいますが、支部に割り当てられる診断件数が少ないので振り分けに苦慮しています。資格条件に適合する退職者は毎年1件のみとし、未だ在職中のものには教育のため、資格のある者に残りの件数を順次割り当てしているのが現状です。

③診断員の教育

安全診断の診断員に対し、支部として特別の教育をおこなっていませんが、本部が主催する各種の研修会には多くの者が自発的に出席しています。ほかに、支部として今後は独自に教育をおこなうことを計画しており、近く教育担当チームを発足させる予定です。

④診断開始前の打合せ

診断開始の前に診断員候補を召集し、本部指示の通り下記のような打合せを実施します。

イ. 診断員ごとの担当事業場を決定する。

ロ．労働局安全衛生課担当者から、診断候補事業場の事業内容と選定理由、さらに診断実施に当たっての留意事項等について説明を受ける。

ハ．コンサルタント会から診断事業実施細目及び診断報告書作成時の留意事項を説明し、引き続き診断実施の予定日程等の打合せを行なう。

(2)安全衛生診断

①診断のための事前調査

診断を能率的に進めるためには、診断事業場の事前の調査研究は是非とも必要です。

その内容については、多くの方が説明されているので詳細は省略しますが、事業場の業種・規模等を考慮し、先方に過度の負担をかけないように配慮しながら、事前調査資料の送付を依頼します。

さらに、短時間で診断業務を実施するために、診断時に閲覧したい書類等の準備も依頼します。

②診断実施の日時等の打合せ

診断実施の日時，概略所要時間，訪問場所
及び診断担当者氏名等を確認します。

なお、診断効果を上げるために、出来るだけトップの立会いを要請します。

③ 診断実施要領

診断実施要領については、参考書類及びコンサルタント会誌、特にコンサルタント会発行の「報告書作成の手引き」を参考として下さい。

④診断実施結果報告書の事前チェック

当支部では平成9年度の特別安全診断及び平成10年度のKSD安全衛生診断においてトラブルが発生し、労働基準監督機関の当コンサルタント会に対する信頼を著しく失ったことがありました。そこで、当時の労働基準局の指導を受けながら、アンケートにより多くの診断受診事業場の意見を集約し、それを参考としながら安全衛生診断のやり方を改善しました。すなわち、今までは、報告書が完成すると診断員から受診事業場および関係先に直接送付していましたが、それを改め、発送前に診断担当の責任者のチェックを受け、問題があれば修正し、問題の少ない報告書として出状するシステムに変更しました。

当然、当初は診断経験の長いベテランから強い抵抗がありましたが、最近はコンサルタント会による手引書の配布等の効果が現れ、確実に実行されるようになりました。

⑤報告書の提出

診断員には、診断報告書を受診事業場及びコンサルタント会支部に送付するとともに、当該事業場及び所轄の労働基準監督署に診断結果を口答又は電話等で説明するよう指導しています。また、コンサルタント支部は指導員から送付された診断報告書・災害要因分析結果表等を仕分けし、労働局労働基準部及び本部に纏めて送付しています。

3. 安全パトロールの進め方

平成10年11月に、建設省東北地方建設局（現・国土交通省東北地方整備局）仙台工事事務所から「仙台東部道路」の安全パトロール（工事現場における安全対策等の点検業務）を受注しました。その後、仙台東部道路における安全パトロールの実績が評価され、仙台北部道路及び岩手・山形工事事務所の建設工事やダム建設工事の安全パトロールを相次いで依頼されるほど発展してきました。この信頼を失わないよう参加者全員で努力しています。

(1)安全パトロールの養成

①安全パトロール点検員の選任

点検員は、労働安全コンサルタント（機械、電気、土木）、技術士、１級土木施工管理技士、１級電気主任技術者、監理技術者などの資格を有する実務経験者から選任します。労働安全コンサルタントの資格だけでは十分ではないと考えます。

②安全パトロール点検員の訓練

安全パトロールは、当初は2人1組で行っていましたが、その後は単独での点検が多くなりました。これは発注側として点検を効率的におこなうための要請ですが、点検員としては業務量が増加し、点検能力も広く深いものを要求されるのでかなりハードなものとなり、点検員の養成も難しくなりました。

コンサルタント会として、今まで、鋼橋架設・コンクリート橋架設及び電気設備取扱法等の特別教育を実施しましたが、さらに、安

全パトロール技術向上のため、建災防等が行
う各種工事施工技術者のための講座等を受講
するよう要請しています。

また、教育のために、2人1組の復活やインターン制採用等に関する制度の改定および技術や懸案問題の検討会の開催等を企画しています。

(2)安全パトロール点検業務

①安全点検業務の内容

イ. 安全点検の頻度は普通は毎月 1 回ですが、工区の広さ及び工事の内容・危険度等を考慮して発注先の要請により点検回数を増加したり、時には夜間に実施することもあります。

ロ. 安全点検では、担当の建設監督官が同行し、各工区では現場代理人も立会いして建設現場の巡視を行い、設備の不安全状態や作業員の不安全行動等から発生する事故・労働災害を防止するための具体的な指導と助言を行います。

ハ、点検結果は、各工区毎に立会いの現場代理人に現場で口答伝達しますが、現場点検終了後に、当日の点検結果を文書に纏めて担当の監督官に提出し、不安全状態や行動の是正について打合せを行ないます。

二. なお、安全点検員が災害・事故に遭遇した場合を救済するため、当支部として傷害保険に加入しています。手続きは、点検チームのリーダーが、実施前に参加者の氏名・点検日等を自ら保険会社に連絡するだけです。

②安全点検結果報告書の提出

イ. 点検の概ね 3 日後に、指導内容を説明する写真を添付した正式の報告書を担当の監督官を通じて発注先に提出します。

ロ. すべての点検結果報告書は、安全パトロール事務局の責任者がチェックし、問題点があれば協議の上、修正して提出するなど万全を期しています。

4. 終わりに

宮城支部の安全衛生診断と安全パトロールの報

告書のチェックを長く担当して体得した問題点の
捉え方と解決方法についてのアドバイスを少し列
挙します。

労働安全衛生法では、事業の種類と常時使用している労働者数の規模に応じて、整備しておくべき労働安全衛生管理体制の最低基準を設けています。

従って、受診事業場のニーズに最も適した管理体制を選定して、安全衛生管理体制を推進するよう指導して下さい。

業を指揮する者です。彼等がおこなう作業指導は極めて合理的に効率的に行われますので、危険・有害作業と関係のない一般の作業においても役立つと考えられています。災害防止の効果も期待できますので、研究されるよう推薦いたします。

イ. 受診事業場の安全衛生水準を考慮しながら、事業主が納得して改善意欲を掻き立てられるような読み易くわかり易い報告に纏めます。

ロ. あまり多くのポイントを指摘しないで、具体的な事項を2～3点に絞って対策の立案とその実施を依頼します。

以上、宮城支部における安全診断及び安全パトロールの取り組みについて現状を説明いたしました。業務量の急激な増加に対応するための俄か作りのシステムですので、いまだ多くの欠陥がありますが、ご参考になれば幸いです。